

## 牛伝染性海綿状脳症(BSE)検査対象について ～ルールの再確認をお願いします～

令和4年4月1日、BSE防疫指針が一部改正され、牛の所有者に対しては、BSEが疑われる場合の早期の届出が改めて求められています。

死亡牛(とう汰した牛も含む)が下記に該当する場合、当所への届出とBSE検査依頼を確実にしていただきますようお願いいたします。

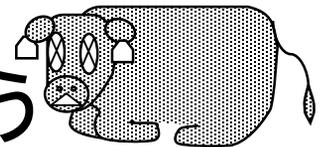
### 【対象】

1. 満96か月齢以上(満8才以上)
2. 満48か月齢以上で下記に該当

生前に歩行困難、起立不能または神経症状を主徴とする疾病※であると診断。

※低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、  
ダウナー症候群、頸髄症、変形性脊椎症、脳軟化症、  
癲癇、顔面神経麻痺、三叉神経麻痺、肩甲上神経麻痺、  
橈骨神経麻痺、腓骨神経麻痺、脛骨神経麻痺、  
その他の末梢神経麻痺

3. 月齢にかかわらずBSEを疑う



(\*) 診療獣医師に該当するか確認してください

#### 滋賀県家畜保健衛生所

(本所) 近江八幡市西本郷町226-1  
Tel: 0748-37-7511, Fax: 0748-37-4821  
緊急携帯: 090-3613-7486

◆ (北西部支所) 高島市今津町弘川249-1  
◆ Tel: 0740-22-2145, Fax: 0740-22-6681  
◆ 緊急携帯: 080-6176-8052